

新たな補助金制度の構築について

補助金等交付基準（新基準）の制定

1 補助金等の分類の明確化（第2条関係）

補助金・負担金・利子補給金・交付金・その他の給付金

2 補助金等の妥当性の判断基準の明確化（第5条関係）

（1）効果性

町の施策目標・事業計画等に合致、町直営よりも効果的等の条件を満たすか否か。

（2）適格性

補助金等交付根拠規程が整備されているか、会計処理が適正か等の条件を満たすか否か。

3 補助率の設定及び補助金等の算定方法の明確化（第6条関係）

（1）補助金 団体は1/2以内、個人は1/3以内

（2）負担金 10/10以内

（3）利子補給金 融通資金に係る利息について5%以内

（4）交付金 町が積算する必要経費の10/10以内

（5）その他の給付金 補助金等適正化委員会で審査の上、別に定める。

補助金等の算定方法

$$\text{補助金等の額} = \text{補助基本額} \times \text{補助率}$$

$$\text{補助基本額} = \text{補助対象経費} - \text{事業等収入特定財源}$$

4 補助対象外経費の明確化（第6条関係）

公金である補助金等を充てるのにふさわしくない経費を明確化した。

（1）事業実施のための事前の調査研究・研修費（ただし、地場産業振興等に係るものを除く。）

（2）研修の効果が多くの町民に及ばない研修費

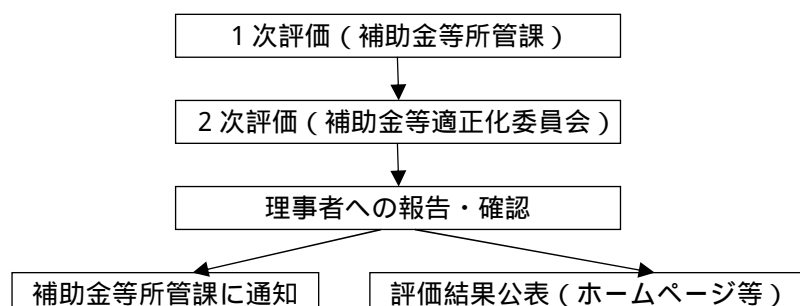
（3）交際費・慶弔費その他社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

（4）食糧費（ただし、当該経費自体が事業である場合等を除く。）

補助対象経費とするか否かは必ず審査が必要な経費として、人件費・積立金を規定した。

5 評価と公表（第8条関係）

補助金等の公平性、公正性及び透明性を高めるため、評価システムの確立を図るとともに、その結果を公表する仕組みを構築する。



6 終期の設定（第10条関係）

補助金等の既得権化を防ぐ。

- (1) 単年度で目的を達成するもの 1年
- (2) 立ち上げ支援するもの 3年以内
- (3) 継続して奨励するもの 5年以内（終期の到来時点で継続・廃止の検討を行う。）

7 経過措置（附則第2項関係）

運営費補助金等で人件費等を含む団体の補助金等にあつては、本来の補助率を適用するまでの間（平成20年度までが限度）で激変緩和措置を講じることができる。

補助金等適正化の取組み

1 平成18年度新設の補助金等について

事業費補助金等で2件を予定。ただし、適正化委員会審査は、1月以降予定。

2 平成17年度まで継続している補助金等について

補助金等の数 138件（うち運営費補助金等43件、事業費補助金等95件）

3 所管課・適正化委員会での評価

(1) 補助基本額の精査

補助対象外経費や事業収入の精査

(2) 補助率適用による補助金等額の算出

(3) 終期の設定

補助金等の性質から1年、3年以内及び5年以内の選択をする。

(4) 妥当性（効果性・適格性）の評価

補助金等としてこのまま継続していくにふさわしいものか否か判断する。その指標として次のようなランク付けを行う。

A：現行どおり継続

B：補助率の見直し、補助金等交付根拠規定の整備の上で継続

C：一定期間（3年）以内に縮減又は統合

D：一定期間（3年）以内に廃止

E：平成17年度をもって廃止（凍結）

4 評価の結果

(1) 1次評価

A：51件 B：56件 C：13件 D：1件 E：9件 平成16年度をもって廃止：8件

(2) 2次評価

A：45件 B：53件 C：17件 D：6件 E：9件 平成16年度をもって廃止：8件